

自治体における AI の利用に関するワーキンググループ（第 1 回） 議事概要

開催日時：令和 7 年 1 月 23 日（木）13：30～15：00

開催場所：中央合同庁舎 2 号館 9 階 902 会議室 ※WEB 会議と併用

出席者：須藤座長、板倉構成員、大竹構成員、尾田構成員、北村構成員、喜連川構成員、成原構成員、堀之内構成員、横田構成員

事務局：阿部自治行政局長、新田大臣官房審議官（地方行政担当）、君塚行政経営支援室長 ほか

オブザーバー：全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、デジタル庁

【議事次第】

1. 開会
2. 構成員自己紹介
3. ワーキンググループ開催要綱について
4. 事務局提出資料について
5. 意見交換
6. 閉会

【議事概要】

事務局から資料に沿って説明。その後、意見交換を実施。

【意見交換】

- 現状、生成 AI を利用して公文書を作成することに関して、特にルールは設けられていないという認識である。今後、当事者が生成 AI を用いて公文書を作成する際、不安になったり、判断に迷ったりすることがないように、適切に文書作成できるようなルールあるいはガイドラインを定めることが望ましい。
- 当団体では、生成 AI に業務のマニュアルや手順書を学習させた上で、庁内での問い合わせ対応に活用している。例えば、職員が会計事務を行っている際に疑問が生じた場合に、すぐ担当部署に電話で問い合わせをするのではなく、生成 AI に聞いてもらう。担当部署は電話対応の時間を削減でき、また、生成 AI も職員の疑問にすぐ答えてくれるので業務の効率化につながっている。現段階では、報告書等の文章を作成するまでの運用には至っていない。
- 例えば、職員が隣の部署にある情報を自分の部署で使いたいと思った場合、隣の部署

へ問い合わせをして入手することになるが、隣の部署が忙しいと、その情報の利用がためられる場合があると聞いている。生成 AI 導入をきっかけに、庁内における部局横断的なデータ利用について促進されるとよい。

- 生成 AI の効果検証を行うにあたっては、「あいさつ文案の作成」や「議事録の作成」等の業務だけでなく、庁内での問い合わせ対応のような名もなき業務の削減効果もあることを考慮する必要がある。また、職員の利用拡大のためには、生成 AI の推奨される使い方について示すことが大切なのではないか。
- 個人情報保護条例が個人情報保護法の行政基幹部分に移管されたことにより、条例でこれまで示されてこなかった解釈が、国により示すことができるようになった。目的規定の範囲外で、個人情報や機密性情報を含む可能性のある情報を生成 AI に入力することについて、どこかで立法上の措置が必要か検討する必要がある。
- 当団体では、生成 AI に個人情報を入力しないことを前提としているが、仮に先のような話になれば、所管を越えたデータベースを作成し、住民からの個別具体的な事案に係る相談について生成 AI で適したサービス案を提示するなど、新たな活用が可能となる側面もあるかと思う。現状、個人情報を目的外利用するためのハードルが高いため、新たなルール作りがなされるのであればありがたい。
- 生成 AI を利用する際は、一般的に、海外の事業者の基盤モデルを API 連携で利用することになる。これは、個人情報保護法において、個人情報の取扱いの委託として整理されるが、現に、個人情報を契約に基づいて委託先に渡す場合、実質的には委託先の監督ができていないという問題がある。既にこのことを前提として、委託事業者の選定などについて、セキュリティポリシーガイドラインに充実した記載がある。この考え方をベースにして、例えば、海外の生成 AI の API などの選び方を示すなど、安全管理措置を満たすような取組を提案することが現実的には必要なのではないか。
- 令和 2 年の個人情報保護法の改正により、民間事業者については、仮名加工情報制度が創設されたことで、仮名加工した情報をマーケティング等に利用できることとなった。一方で、行政機関には仮名加工情報制度がない。行政情報の庁内における統計利用を進めるために、行政機関の仮名加工情報制度を創設してもよいのではないか。
- 行政は、強制力を伴って個人情報を取得している側面があることに留意する必要があるが、強制性に見合った安全保護措置が取られるのであれば、行政運営の改善のために個人情報を活用することが認められてもいいと考える。そのようなニーズの有無を確

認し、検討を進める必要があると考える。

- 生成 AI の活用について焦点を当てるという方向性が事務局より示されたが、AI は生成 AI に限らず発展を遂げている。生成 AI の議論のみで本ワーキンググループの問題意識の背景にある、人口減少に伴う働き手の不足や自治体財政のひっ迫などの課題に対応できるかというとおそらく難しいので、例えば画像認識を活用して自治体におけるインフラの管理や点検業務を行うなど広い意味でのデジタル技術の活用を扱うことが望ましいものと考えている。また、AI 導入により、単に人力で行われていた業務を AI に置き換えるのではなく、既存の業務プロセスの在り方を見直すことが期待されるのではないか。
- 個人情報の保護の目的は、単に個人情報の機密性を守るということではなく、その不適切な利用により、本人に不利益な判断や差別が生じないようにするためとも考えられる。こうした目的の理解の仕方により個人情報の保護の範囲が変わることを踏まえた上で、公益の観点から生成 AI に個人情報を学習させることの可否について、検討する必要があるのではないか。
- 個人情報については、その内容に応じた管理・共有の在り方を改めて検討する必要があると考える。特定の個人が不利益を被る事態は避けなければならないが、テクノロジーの発展や社会環境の変化が進んでいることを踏まえて、個人情報の取扱いを考え直す必要がある。個人情報保護法改正の話がこの研究会のアウトプットに入れるかどうかは別として、議論の前提として法律の課題があるということは取り上げる必要がある。
- AI に入力できる機密情報について、自治体担当者は、国よりも厳格に捉えている実感がある。他方で、機密性 2 情報を入れないと仕事に使えない。それでも、個人情報を入れることは、はばかれる。
- 個人情報を学習に用いず、国内サーバで処理する生成 AI モデルであれば、個人情報を取扱って問題ないのではないか。
- 生成 AI で個人情報が取扱われるとしても、適切な防護措置により、情報漏洩や個人が特定され得る回答の出力を防ぐことができれば、問題は生じないとする。個人情報について、機密であることを理由に使用をしないのではなく、職員の権利を守るという観点も含め、適切な防護措置のあり方を考えていく必要があると考える。
- 民間事業者はカスタマーハラスメントへの対応に積極的に生成 AI を活用している。自

治体もカスタマーハラスメントへの対応に生成AIを活用できるように検討を進めた方が望ましい。

- 本ワーキンググループは、生成AIのルールに関する議論に捉われるべきではないと考える。テクノロジーの発展が早いことを踏まえると、規制に関する議論だけではなく、将来を見据えたより息の長い議論が必要である。

(以上)